

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和8年8月31日

杉並区長

岸本 聡子

杉並区規則第81号

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規
則

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年杉並区規則
第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の4各号中「366万1,000円」を「375万8,000円」に改め
る。

附 則

- 1 この規則は、令和8年9月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の4の規定は、令和8年9月1日以後に行われる療養に係る医
療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成について
は、なお従前の例による。